

徳島県告示第四百十四号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和六年八月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 薬物の名称等

1 化学名 N―（一―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―二―イル）―

五―ブロモ―一―ブチル―一―ヒンダゾール―三―カルボキシアミド（通称 ADB―，五Br―BUTINACA）及びその塩類

2 化学名 N―エチル―二―（二―〔（四―イソプロポキシフェニル）メチル〕―五

―ニトロ―一―ヒベンゾ〔d〕イミダゾール―一―イル〕エタン―一―アミン（通称 N―Desethylisotonitazene）及びその塩類

3 化学名 （二R・三R）―二―（ベンゾ〔d〕〔一・三〕ジオキソール―五―イル

―一―三―メチルモルフォリン、（二S・三S）―二―（ベンゾ〔d〕〔一・三〕ジオキソール―五―イル）―三―メチルモルフォリン（通称 三・四―MDPM、三―MDPM、三・四―Methylenedioxyphenmetrazine）及びそれらの塩類

二 指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和六年八月十四日